

『報農後援会』会則

昭和 38 年 12 月制定

昭和元年 2 月 1 日改正

平成 2 年 4 月 20 日改正

平成 28 年 9 月 14 日最終改正

(名 称)

第 1 条 本会は報農後援会という。

(事務局)

第 2 条 本会は所在地を報農会内（東京都小平市花小金井南町 1-12-11 BLOSSOM みさと）に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は公益財団法人報農会の事業を通じ、会員相互の親睦、研究の交流、連絡等を図り、植物防疫事業の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)総会の開催 (2)公益財団法人報農会が行う事業に対する協力 (3)その他本会の目的達成のため必要な事業

(事業計画・経費予算)

第 5 条 本会の経費は会費、寄附金、援助金等をもってこれに当てる。

2 事業計画、経費予算並びに会費の額は毎年度理事会でこれを決める。

3 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

(組 織)

第 6 条 本会の会員は育英会員、特別会員、賛助会員並びに名誉会員とする。

2 育英会員は報農会より育英費を受けた者、特別会員は他の援助を受けた者等で本会の趣旨に賛同した者とする。

3 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、理事会が認めた者とする。

4 名誉会員は理事会で推薦された者とする。

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1)理事 5 名以内 (2)監事 2 名

2 理事は会員の中から選任する。

3 理事の中から会長 1 名を互選する。

4 監事は会長が委嘱する。

5 理事は理事会を構成し、重要事項を議決し、職務を執行する。

6 会長は理事会を招集し、本会の意思を決定する。

7 監事は民法第 59 条に規定する職務を行う。

8 役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

(顧 問)

第 8 条 本会に顧問を置くことが出来る。

2 顧問は会長が委嘱する。

3 顧問は理事会で発言することが出来る。

第 9 条 本会の運営について、この会則に定めのない事については理事会で定める。